

京都大学清風会館使用規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(事務処理)</p> <p>第11条 会館に関する事務は、<u>財務部資産管理課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(事務処理)</p> <p>第11条 会館に関する事務は、<u>契約・資産事務センター</u>において処理する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p>